

米国の関税措置に対応する新たな制度融資を創設します

県では、米国の関税措置等により影響を受ける県内中小企業者等の資金繰りを支援するため、県制度融資の「緊急経済変動対策資金」に、新たに「地域経済対策枠」を創設し、令和7年6月20日（金）から取扱いを開始します。

「地域経済対策枠」は、県の一般資金よりも融資利率を低く設定しており、経営に支障が生じている中小企業者等の経営安定を支援してまいります。

1 資金概要

(1) 資金名	緊急経済変動対策資金（地域経済対策枠）
(2) 融資対象者	指定事象の影響により、次のいずれかに該当する中小企業者等 ・最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等と比較して5%以上減少していること ・最近1か月間の売上高等が前年同期の売上高等と比較して5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少することが見込まれること ・最近3か月間の月平均売上高総利益率又は営業利益率が前年同期と比較して10%以上減少していること ※当該資金は、知事が経済変動事象を指定することで取扱いを開始するもので、今回、「令和7年米国の関税措置に伴う経済変動」を指定したもの。
(3) 融資限度額	一企業 8,000万円
(4) 融資利率	年 1.45%
(5) 資金使途 ・償還期間	運転資金、設備資金 10年以内（据置2年以内）
(6) 信用保証料	年 0.45～1.59%

2 一般資金との比較

資金名	融資限度額	融資利率	償還期間 ※以内
緊急経済変動対策資金 （地域経済対策枠）	8,000万円	<u>1.45%</u>	運転10年（据置2年） 設備10年（据置2年）
一般資金	8,000万円	1.90%	運転7年（据置1年） 設備10年（据置1年）

3 取扱期間

令和7年6月20日（金）から令和7年12月26日（金）信用保証協会申込分まで

4 融資の申込先

宮城県制度融資取扱金融機関

（県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、
商工組合中央金庫及び農林中央金庫へ直接申し込み）